相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「同条第一項」を「同項」に、「同条の」を「同項の」に、「金額が」を「金額（当該財産のうち同項の相続の開始前三年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額の合計額から同項の規定により百万円を控除する前の当該財産の価額）が」に改める。

第四条の二第一項第三号中「第九百七条第三項（遺産の分割の協議又は審判等）若しくは第九百八条」を「第九百八条第一項若しくは第四項」に改める。

第五条第一項中「法第二十八条第一項の規定による申告書に添付して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第二十八条第一項の規定による申告書を提出するときは、相続時精算課税選択届出書の提出は、当該申告書に添付してしなければならない。

第五条第四項中「に、」を「において、」に改める。

第五条の二中「法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者（以下「」、「」という。）」及び「同項に規定する相続時精算課税適用者（以下「」を削り、「の価額が」を「（以下この条において「一親等時贈与財産」という。）の価額から当該期間内の各年分の贈与税について法第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額（当該特定贈与者から一親等時贈与財産と一親等時贈与財産以外の法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産（次項において「一親等時贈与財産以外の財産」という。）とを取得した年分については、当該年分における一親等時贈与財産の価額から調整控除額を控除した残額）の合計額が」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項に規定する調整控除額とは、その年分において同項の特定贈与者から取得した財産の価額から法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除した金額に当該年分における第一号に掲げる価額が当該年分における第二号に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。

一　一親等時贈与財産の価額

二　一親等時贈与財産の価額と一親等時贈与財産以外の財産の価額との合計額

第五条の二を第五条の二の二とし、第五条の次に次の一条を加える。

（特定贈与者が二人以上ある場合における特定贈与者ごとの贈与税の課税価格から控除する金額の計算）

第五条の二　法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（以下「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において二人以上の同項に規定する特定贈与者（以下「特定贈与者」という。）からの贈与により財産を取得した場合には、法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除する金額は、特定贈与者の異なるごとに、六十万円に、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格が当該課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて計算するものとする。

第五条の四第一項中「該当する者」とあるのは「若しくは第四号の規定に」に改め、同条第二項中「」を「又は第四号の規定に該当する者」とあるのは「を含む。）」と、「」を「の価額から第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額との合計額」と、「」に、「取得した財産」を「価額の」に、「取得した財産（」を「価額と」に、「を含む。）」とする」を「の価額から第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額との合計額の」とする」に改め、同条第三項中「財産」を「価額」に、「財産（」を「価額と」に、「ものを含む。）」を「ものの価額から法第二十一条の十一の二第一項の規定による控除をした残額との合計額」に改める。

第五条の六第一項中「法第二十八条第二項の規定による申告書に添付して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第二十八条第二項の規定による申告書を提出するときは、相続時精算課税選択届出書の提出は、当該申告書に添付してしなければならない。

第十一条各号中「第二十一条の十二及び第二十一条の十三」を「第二十一条の十一の二から第二十一条の十三まで」に改める。

第十六条の二第三項第一号ロ及び第十九条の四第三項第一号ロ中「管理人」を「清算人」に改める。

第二十七条第四項中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第五項を次のように改める。

５　税務署長は、法第四十九条第三項の規定により開示をする場合には、同条第一項各号に掲げる金額ごとに開示するものとする。

第三十条第三項を削り、同条第四項中「申請書を」の下に「同条第七項に規定する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第四項」を削り、同項を同条第五項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第四条の二第一項第三号の改正規定、第十六条の二第三項第一号ロ及び第十九条の四第三項第一号ロの改正規定並びに附則第七条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

（相続時精算課税選択届出書の提出に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行令（以下「新令」という。）第五条第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により財産を取得する者が提出する同項に規定する相続時精算課税選択届出書（附則第五条において「新相続時精算課税選択届出書」という。）について適用し、施行日前に贈与により財産を取得した者が提出する改正前の相続税法施行令第五条第一項に規定する相続時精算課税選択届出書（附則第五条において「旧相続時精算課税選択届出書」という。）については、なお従前の例による。

（相続税額の加算の対象とならない相続税額に関する経過措置）

第三条　新令第五条の二の二の規定は、施行日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（相続時精算課税の適用のための読替えに関する経過措置）

第四条　新令第五条の四第二項及び第三項の規定は、施行日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した者の相続人に係る相続時精算課税選択届出書の提出に関する経過措置）

第五条　新令第五条の六第一項の規定は、施行日以後に贈与により財産を取得する者が提出する新相続時精算課税選択届出書について適用し、施行日前に贈与により財産を取得した者が提出する旧相続時精算課税選択届出書については、なお従前の例による。

（贈与税の連帯納付義務の範囲に関する経過措置）

第六条　新令第十一条各号の規定は、施行日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、施行日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（延納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等に関する経過措置）

第七条　令和五年四月一日前に民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）第一条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における新令第十六条の二第三項第一号ロ及び第十九条の四第三項第一号ロの規定の適用については、これらの規定中「民法第九百五十二条第二項（相続財産の清算人の選任）」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第四条第四項（相続財産の清算に関する経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十二条第二項（相続財産の管理人の選任）」とする。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄